



熊本県公報

第 1 2 6 7 4 号
平成 29 年 11 月 17 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 29 年 11 月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 1
- 有害興業の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (//) 3
- 八代都市計画八代港臨港地区内における分区指定の変更…………… (港湾課) 3

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 4
- 八代港県有地売却に伴う一般競争入札…………… (港湾課) 4
- 八代港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (//) 5
- 本渡港港湾計画の軽易な変更の概要…………… (//) 5
- 熊本都市計画用途地域の変更(益城町決定)…………… (都市計画課) 7
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 平成 29 年度ふぐ処理師試験の実施…………… (健康危機管理課) 7

登 載 依 頼

- 平成 29 年度第 2 回熊本県精神保健福祉審議会の開催…………… (精神保健福祉審議会) 8
- 平成 29 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 9

正 誤

- 平成 26 年 1 月 10 日熊本県告示第 17 号(熊本県農業機械整備施設認定要項の一部を改正する要項)中…………… (農業技術課) 9

告 示

熊本県告示第 1003 号

平成 29 年 11 月 28 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 1004 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 29 年 11 月 7 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女子大生レズ 暴姦の罌(オーピー) 後家さんの秘密 私この色艶が好き(新日本映像) 夜のタイ語教室 いくまで我慢して(新日本映像) その秘書 淫乱につき(新日本映像) ワイセツ家族 Part II 巨乳嫁の性欲(新東宝映画) 妹の匂い よろめきの爆乳(オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1005 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 29 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町西海東字前田 1 2 6 8 番地先から 宇城市小川町南海東字小原町 8 7 8 番 1 地先まで	215.2	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県告示第 1006 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 29 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	原立門線	菊池市原字城 4 6 5 3 番 3 地先から 同所 4 6 5 3 番 3 地先まで	106.4	防交改 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県告示第 1007 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 29 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡下田線	天草市本渡町字子種水 4 4 7 0 番 8 地先から 同所 4 5 0 0 番 2 地先まで	45.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 29 年 11 月 20 日

熊本県告示第 1008 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 29 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字尾園 5 0 3 8 番地先から 上益城郡御船町大字上野字上小谷 5 3 2 7 番 1 地先まで	66.6	災害復旧 (仮設道の設置)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 11 月 17 日

熊本県告示第 1 0 0 9 号

家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成 2 9 年 1 1 月 7 日	球磨郡あさぎり町	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1 0 1 0 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

竹崎地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	宇城市	松橋町竹崎字了徳寺	1 2 4 7 - 3
2	〃	〃	1 2 6 3 - 3
3	〃	〃	1 1 4 2 - 1
4	〃	〃	1 1 4 2 - 1
5	〃	〃	1 1 3 4 - 2
6	〃	〃	1 1 3 4 - 2
7	〃	〃	1 1 3 4 - 2
8	〃	〃	1 1 4 2 - 1
9	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 0	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 1	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 2	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 3	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 4	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 5	〃	〃	1 1 4 2 - 1
1 6	〃	〃	1 1 4 2 - 1

熊本県告示第 1 0 1 1 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

島崎四丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	熊本市	西区島崎四丁目	2 2 4
2	〃	〃	2 3 4 - 1
3	〃	〃	2 3 4 - 6
4	〃	〃	2 3 1
5	〃	〃	2 2 7
6	〃	〃	2 4 4
7	〃	〃	2 2 7

熊本県告示第 1 0 1 2 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定により八代都市計画八代港臨港地区内の分区指定を次のとおり変更する。

なお、分区の指定変更箇所は図面で示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び八代市役所に備え置き、縦覧に供する。

平成29年11月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特殊物資港区を商港区に変更する箇所
八代市港町の一部

公 告

熊本県公告第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊池市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年11月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真撮影）	平成29年10月30日から 平成30年 3月23日まで	菊池市

熊本県公告第666号

県有財産を次のとおり売却する。

平成29年11月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 八代市港町92番4
地目 雑種地
地積 646平方メートル（公簿及び実測）
最低売却価格 8,463,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（2）破産者で復権を得ない者
（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課
- 4 入札期日及び場所
平成29年12月13日（水）午前9時30分
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館12階港湾課分室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
（1）提出方法 持参又は郵送による。
（2）提出期限 平成29年11月30日（木）午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
（3）提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部河川港湾局港湾課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成29年12月27日（水）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 支払方法
売買代金の支払いは原則として一括納付とし、契約保証金を充当する。
- 11 その他
（1）売買代金納付期限 契約の日から起算して30日を経過した日

- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問合せ先
熊本県土木部河川港湾局港湾課（電話 096-333-2515）

熊本県公告第 667 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。
平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 八代港港湾計画の軽易な変更の概要

(1) 臨港交通施設計画

外港地区

臨港道路東西線 起点 外港地区
終点 臨港道路東西幹線 2 車線 [新規計画]

(2) 港湾環境整備施設計画

内港地区

緑地 1 ヘクタール [削除]

(3) 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名		埠頭	港湾開	工業	都市機	交通機	危険物	緑地	その他	合計
		用地	連用地	用地	能用地	能用地	取扱施設用地	緑地	緑地	
変更後	外港地区	(43) 43	(24) 24	(201) 201		(19) 19		(5) 5	13	(292) 304
	内港地区	(23) 23	(21) 21	(2) 2	6	(4) 4	(1) 1			(51) 57
変更前	外港地区	(43) 43	(24) 24	(203) 203		(17) 17		(5) 5	13	(292) 304
	内港地区	(23) 23	(20) 20	(2) 2	6	(4) 4	(1) 1	(1) 1		(51) 57

- 注 1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
- 注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注 3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県土木部河川港湾局港湾課
(電話 096-333-2516)

熊本県公告第 668 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 10 項の規定により、本渡港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。
平成 29 年 11 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 本渡港港湾計画の軽易な変更の概要

(1) フェリー埠頭計画

南川地区

物揚場 水深 4 メートル 延長 60 メートル [既設]
埠頭用地 1 ヘクタール (旅客施設用地、荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

変更前

既設 物揚場 水深 4 メートル 延長 60 メートル
埠頭用地 1 ヘクタール (旅客施設用地、荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(2) 臨港交通施設計画

本渡地区

臨港道路本渡線 起点 臨港道路 1 号線
 終点 臨港道路本渡港線 2 車線 [既設の変更計画]
 変更前
 既設 臨港道路本渡線 起点 臨港道路 1 号線
 終点 臨港道路本渡港線 2 車線
 以下の臨港交通施設計画を削除する。
 本渡地区
 既設 臨港道路今釜線 起点 市道今釜新町線
 終点 臨港道路本渡港線 2 車線
 臨港道路 2 号フェリー取付道線 起点 物揚場 水深 4 メートル埠頭
 終点 臨港道路 1 号フェリー取付道線 2 車線

(3) 港湾環境整備施設計画

大矢崎地区
 緑地 1 2 ヘクタール [既設の変更計画]

変更前
 既設 緑地 1 1 ヘクタール

(4) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

(単位：ヘクタール)

用途		埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
地区名									
変更後	本渡地区			(5) 5			(1) 1	(4) 4	(9) 9
	志栴地区	(10) 10	(9) 9		(10) 10		(3) 3	(1) 1	(33) 33
変更前	本渡地区			(4) 4			(1) 1	(4) 4	(9) 9
	志栴地区	(10) 10	(9) 9		(10) 10		(10) 10	(1) 1	(41) 41

注 1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

イ 土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途		埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
地区名									
変更後	大矢崎 地区	(1) 1				6		(12) 12	(12) 18
	本渡地区	(1) 1		(7) 7			(2) 3	(4) 4	(15) 16
	南川地区	(1) 1					(1) 1		(2) 2
	志栴地区	(10) 10	(9) 9		(10) 10		(3) 4	(1) 1	(33) 35
変更前	大矢崎 地区	(1) 1				6	1	(11) 11	(11) 18
	本渡地区	(1) 1		(7) 7			(2) 3	(4) 4	(15) 15
	南川地区	(1) 1					(1) 1		(2) 2
	志栴地区	(10) 10	(9) 9		(10) 10		(3) 10	(1) 1	(41) 41

- 注 1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。
- 注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注 3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県土木部河川港湾局港湾課
 (電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 1 6)

熊本県公告第 6 6 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により益城町から熊本都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 6 7 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大林 1 3 8 0 番地 1
- 2 築造者の氏名 有限会社金銀土地
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字陣内字年ノ神 1 6 0 8 番 1 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6 . 0 0 メートル
- 5 道路の延長 6 2 . 9 3 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第 1 6 3 号

熊本県公告第 6 7 1 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
 当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日から同月 3 0 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
 平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟 1 6 0 番 2 ほか 1 1 筆

- 2 申請年月日
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

熊本県公告第 6 7 2 号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和 3 3 年熊本県条例第 2 7 号）第 8 条第 3 項の規定により平成 2 9 年度ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第 4 項の規定により公告する。
 平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成 3 0 年 2 月 4 日午前 9 時
- 2 試験会場
熊本市中央区本荘町 6 8 3 番地 2
専修学校常盤学院
- 3 試験科目
(1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学

- エ 衛生関係法規
オ 調理理論
(2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定
- 4 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
(2) 受験手数料
13,500円
(3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）
(4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、平成30年1月4日から平成30年1月16日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）
なお、郵送の場合は、平成30年1月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
(1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
(2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
(1) 合格者の発表は、平成30年2月20日午前10時に、県庁本館ロビー、各熊本県保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
(1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7077）に行うこと。
(2) 郵便による受験願書の請求は、82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。

登載依頼

熊本県精神保健福祉審議会公告第2号

平成29年度第2回熊本県精神保健福祉審議会を次のとおり開催する。

平成29年11月17日

熊本県精神保健福祉審議会

- 1 開催日時
平成29年11月28日（火）
午後2時から
- 2 開催場所
熊本市東区月出3丁目1-120
熊本県精神保健福祉センター2階 会議室
- 3 議題
第7次熊本県保健医療計画案について（精神疾患分野）
- 4 傍聴者の定員について
10人
- 5 傍聴手続について
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受

- 付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、11月24日(火)までに下記問合せ先へ申し込むこと。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
 熊本県精神保健福祉審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課精神保健福祉班)(電話 096-333-2234)

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成29年度第1回天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年11月17日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成29年11月20日(月)午後2時30分から午後4時まで

2 開催場所

熊本県天草総合庁舎 会議棟2階 第2小会議室(天草市今釜新町3530)

3 議題

- (1) 救急告示医療機関の更新について
- (2) 第7次天草地域保健医療計画の素案について
- (3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県天草市今釜新町3530
 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
 (熊本県天草保健所総務企画課内 電話 0969-23-0172)

正 誤

平成26年1月10日熊本県告示第17号(熊本県農業機械整備施設認定要項の一部を改正する要項)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	45	第2条中	第2条第1号中